

## 埼玉県農林公社間伐材売買契約を伴う森林整備事業に係る 間伐材売買単価契約書

売渡人 公益社団法人埼玉県農林公社（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、間伐材売買契約を伴う森林整備事業において生産された間伐材の売買に関し、次の条項により契約を締結する。

### （売買物件）

第1条 甲は、乙又はその共同事業者が請け負う次の森林整備事業（以下「関連事業」という。）において生産された間伐材（以下「物件」という。）を乙に売り渡し、乙は、原則としてこれを全て買い受けるものとする。

- （1）事業名：社営林 搬出間伐 事業 No.17
- （2）事業箇所：秩父郡東秩父村大字御堂字幽地ヶ沢地内外
- （3）契約期間：契約締結の日から令和5年2月28日まで
- （4）受注者：

### （売買単価）

第2条 物件の売買単価の額は、1立法メートル当たり 金 円とする。

### （契約保証金）

第3条 契約保証金は、金 円とし、乙は、この契約の締結と同時に甲の発行する請求書により納付するものとする。

- 2 前項の契約保証金には、利息を付さないものとする。
- 3 契約保証金は、甲が代金から契約保証金を控除した額の全額の納入を受けたことを確認したとき、これを代金に充当するものとする。

### （物件の確認）

第4条 物件の確認は、関連事業が完了し物件が甲に引き渡された日以降に、甲の指定する日時に甲、乙立合いの上、その全部について行い、物件の数量を確定するものとする。

- 2 乙は、物件の確認後速やかに物件数量確認書を提出しなければならない。
- 3 物件の所在地は、関連事業において物件が甲に引き渡された場所とする。
- 4 乙が希望する場合は、関連事業において行われた物件の確認検査をもって、第1項に定める物件の立合い確認に代えることができる。

### （売買代金の納入方法）

第5条 甲は、乙から物件数量確認書が提出されたときは、速やかに売買単価に物件の数量を乗じた額に消費税を加えた額（以下「代金」という。）を乙に請求するものとする。

- 2 乙は、甲から代金の請求を受けた日から15日以内に、代金から契約保証金を控除した額を納入するものとする。

(代金納入の期限の延期及び違約金)

第6条 乙は、やむを得ない理由により、前条の納入期限までに代金を納入することができないときは、甲の承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をしたときは、代金の未納部分について、納入期限満了の日の翌日から納入した日までの日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した金額を違約金として請求することができるものとする。ただし、違約金の総額が100円に満たないときは、この限りでない。

(物件の引渡し)

第7条 甲は、代金の完納(違約金のある場合は、違約金の完納)後速やかに、乙に物件を引き渡すものとする。

(引渡物件受領書の提出)

第8条 乙は、物件の引渡しを受けたときは、甲に引渡物件受領書を提出しなければならない。

(買受人の搬出義務)

第9条 乙は、物件の引渡しを受けたときは、次条の搬出期間内にこれを搬出しなければならない。

(物件の搬出期間)

第10条 物件を集積場所から搬出する期間は、引渡しが終わった日から起算し、31日以内とする。

(搬出期間の延期等)

第11条 乙がやむを得ない理由により、前条の搬出期間内に物件の搬出ができないときは、その搬出期間満了前に、その期間の延長を甲に申請し、その承認を得なければならない。甲の承認を得て延長した搬出期間内に搬出できないときも、同様とする。

2 乙は、前項の承認を受けたときは、その承認を受けた期間に応じ、代金に年2.5パーセントの割合で計算した額を違約金として搬出期間満了日までに、甲に納入しなければならない。ただし、その総額が100円に満たないとき、又は天災その他乙の責に帰さない理由より搬出できない場合は、この限りでない。

(搬出後の届出)

第12条 乙は、物件の搬出を終了したときは、遅滞なくその旨を甲に書面で届け出なければならない。

(搬出未済物件の処置)

第13条 前条の搬出の終了の届出があったとき、又は搬出期間が満了したときは、搬出未済の物件は甲に帰属するものとする。

(跡地検査立会いの義務)

第14条 乙は、甲から集積場所の跡地検査の立会いを求められたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。

(集積場所の原状回復)

第15条 乙は、原則として集積場所の跡地を関連事業で使用する前の状況に回復しなければならない。

2 跡地に物件以外の残材等が発生した場合は、乙が責任をもって片付けなければならない。

(搬出の適用除外)

第16条 関連事業において指定する集積場所を変更した場合又は物件を集積場所から移動した場合は、第9条から第15条までの規定は適用しない。

(かし担保の責任)

第17条 物件の種類、数量若しくは品質について錯誤があり、又は物件に隠れたかしがあっても、甲はこれに対して担保の責を負わない。

(契約の解除)

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができるものとする。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1) 関連事業の契約が、当該事業請負契約書第43条第1項第2号から第7号までのいずれかの事由に基づき解除されたとき。

(2) 乙がこの契約に定める義務に違反したことにより、この契約の目的を達する見込みがないとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第19条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、甲への報告、警察本部又は警察署への通報（次項において「報告等」という。）をしなければならない。

(違約金)

第20条 第18条第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、この契約のため納入された契約保証金があるときは、当該契約保証金は、甲に帰属し、契約保証金がないときは、甲は、違約金として代金の100分の10に相当する金額を乙に請求することができるものとする。

(売渡人の損害賠償請求)

第21条 前条の場合において、契約保証金又は違約金をもってその損害の全部を償うことができないときは、甲は、その不足額につき乙から賠償金を請求することができるものとする。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

第22条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは公益事業の用に供するため、その他やむを得ない理由により、この契約を履行することができないときは、甲又は乙は、その履行不能の部分につき契約の変更又は解除をすることができるものとする。

2 前項の場合には、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその損害の賠償を請求しないものとする。

3 第1項のその他やむを得ない理由には、関連事業の契約が当該事業請負契約書第45条第1項の規定に基づき解除された場合のほか、乙又はその共同事業者の責に帰さない理由により関連事業が事業実施期間内に履行できない場合を含む。

(端数計算)

第23条 違約金等の確定金額について1円未満の端数金額は、切り捨てるものとする。

(疑義等の協議)

第24条 この契約に関し疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項について必要が生じたときは、甲、乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

年 月 日

埼玉県行田市大字真名板1975番1

売渡人(甲) 公益社団法人埼玉県農林公社  
理事長 強 瀬 道 男

買受人(乙)